

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会 役員候補者選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会運営規則第9条に基づき、定款第13条に定める役員候補者の選出に関することを定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙のために選挙管理委員会をおく。

- 2 選挙管理委員会は選挙管理委員3名をもって構成し、当該選挙運営の公正を保ち、当該選挙に係る一切の権限と責任をもつ。
- 3 委員長は、委員の互選とする。
- 4 選挙管理委員会は理事会の承認を受けた日から役員選挙が終了するまでの期間設置する。

(選挙管理委員)

第3条 選挙管理委員は正会員の中から選出する。

- 2 選挙管理委員は、当該選挙の立候補者または推薦者となる場合には選挙管理委員を辞任しなければならない。
- 3 選挙管理委員の委嘱は、理事長が行う。

(選挙事務担当)

第5条 選挙事務担当者は事務局職員及び正会員の中から選挙管理委員長が若干名をあらかじめ選出する。

(選挙実施要綱の制定と周知)

第6条 選挙の実施に関する下記の項目については、選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め、理事会の承認を得たのち、会員宛てその内容を周知する。

- (1) 選挙人について
- (2) 選挙の告示について
- (3) 立候補の受付について
- (4) 立候補一覧、選挙方法の送付について
- (5) 投票について
- (6) 開票について

(選挙の告示と日程調整)

第7条 選挙管理委員会は選挙すべき役員候補者の定員を告示し、立候補を受けつけ、以下を参考に日程を調整する。

- (1) 投票締め切り日は、開票日から7日前とする。

- (2) 投票用紙等の発送日および投票受付開始日は、開票日から 21 日前とする。
- (3) 立候補受付締め切り日は、開票日から 49 日前とする。
- (4) 立候補受付開始日は、開票日から 63 日前とする。
- (5) 告示日は、開票日から 70 日前とする。

(選挙人)

第 8 条 選挙人は、選挙の告示日の時点において正会員として登録されている者とする。

- 2 選挙人名簿は、選挙告示日時点の会員名簿により、選挙管理委員会が作成する。

(被選挙人)

第 9 条 被選挙人は、選挙の告示日の時点において正会員として登録されている 65 歳未満の者とする。

- 2 被選挙人は、役員として選任を受ける総会の時点で、定款第 38 条及び運営規則第 10 条、第 11 条に定める委員会の委員を 1 年以上務めた経験を有する者とする。
- 3 被選挙人は、下記を満たす正会員 3 名からの推薦により立候補できる。
 - (1) 推薦者が推薦できる立候補者は、1 人とする。
 - (2) 推薦者は立候補できない。
- 4 立候補の届出は、別に定める様式を用いなければならない。

(選挙の方法)

第 10 条 選挙の方法は、無記名、郵送投票により行う。

- 2 投票は、選挙管理委員会が定める用紙及び郵送用封筒を用いて行う。
- 3 投票用紙の郵送先は、選挙管理委員会が選挙実施要綱に定める。
- 4 定数内で、白票を除く有効投票の上位得票者を当選とする。
- 5 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。抽選の方法については、選挙実施要綱に定める。
- 6 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。
- 7 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。
- 8 定員内連記投票により行う。

(選挙広報および選挙活動)

第 11 条 すべての候補者の選挙広報および選挙活動は以下により行う。

- (1) 選挙管理委員会が行う選挙広報
- (2) 候補者、推薦者、支援者による選挙活動
- 2 選挙管理委員会が行う選挙広報は、候補者名、推薦代表者名、立候補の趣旨、経歴、公約等とし、協議会広報誌、協議会ホームページ会員頁、選挙管理委員会発行文書による方法とする。
- 3 選挙活動が公序良俗に照らして適切でないと選挙管理委員会が判断した場合は、当該選挙活動を停止または制限を加えることができる。

(次点者の繰り上げ)

第 12 条 当選者が当選の日から任期開始後 60 日までの間に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、当該選挙における次の得票者を繰り上げ当選者とする。

(開票)

第 13 条 開票に際しては、立会人 3 名を置かなければならない。開票立会人は、各候補の推薦する者の中から、選挙管理委員会が選任する。選任方法については選挙実施要綱に定める。

- 2 選挙管理委員長は投票締切後、開票立会人の立会いのもとに開函する。
- 3 投票用紙の開封は開票立会人の立ち会いのもとに選挙事務担当者が行う。

(選挙結果の公表)

第 14 条 選挙結果については選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

第 15 条 選挙の効力に対し、不服がある選挙人または候補者は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

- 2 異議申し立ての受け付けは、開票結果発表日から 14 日以内とする。

(当選証書の発行)

第 16 条 選挙管理委員長は、異議申し立て期間終了後速やかに当選証書を発行する。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

1. この規程は、平成 22 年 10 月 14 日より施行する。